

令和7年度の動き

ここ10年来、同様の傾向が続いている少子化の流れは令和7年度もとどまることなく、令和8年2月に国から公表された令和7年の出生数の速報値は、10年連続で過去最少を更新しました。国として数多くの対策を打ち出しながら一向にこの傾向は改善せず、SNSでは多額の税金を投入しながら効果が芳しくない、こども家庭庁は本当に必要なのか、との極論までも語られる風潮がみられました。しかしながら、もし仮にこれまで実施されてきた少子化への対策をとっていないならば、今以上の少子化が現実には生じていたかもしれません。ただ、これはあくまで推論であり、他の先進諸国も同様ですが、複雑に絡み合う少子化の要因への対応に特効薬はなく回答は出せません。このような中でも私たち保育者として最も重要なことは、保育の質をこれまで以上に向上させ、もっと子どもや子どもを取り巻く人々のウェルビーイングを実現することです。

令和6年からスタートした「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた各施策の展開も令和7年度で2年が経過しました。令和7年4月25日には内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し、令和10年をめどとする次期「保育所保育指針」等の改定のための諮問がなされました。その内容は「こども基本法」や「こども大綱」、また「はじめの100か月の育ちビジョン」などをふまえて、こどもの権利や尊厳をしっかりと守り、こどもが主体的に遊び育つことを保障する保育の在り方や、0歳児から学童期との接続までを俯瞰した保育の在り方等について、幅広く検討することを求めるものでした。これを受けて、中央教育審議会とこども家庭審議会の中に所管の部門の教育保育内容を検討する専門部会が立ち上がり、それぞれが連携しながら活発な意見交換がなされてきました。

長引く物価高騰の社会状況下において、保育にかかる公定価格への物価上昇分の反映が十分になされない中、令和7年度の補正予算において一定の物価高騰対策としての補助金を勝ち取ることができました。一方、保育士等の人件費については昨年に引き続き人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に連動し、5.3%という比較的大きな増改定がなされました。しかしながら、いまだ全産業平均給与との格差は大きく、民間給与改定幅を上回るさらなる引き上げを求めていかなければ、なかなかその差は埋まらない状況にあります。職員の処遇を早期に引き上げるためには、私たち施設側においても人勧によって支給された差額については適時適正な配分を徹底していく必要があると考えます。

令和8年度の政府予算案においては、令和7年人事院勧告に連動して提起された地域区分の見直し改定について、昨年に引き続きさらに1年間丁寧な議論を進めていくこととなり、1年間の改定先延ばしとなりました。さらには、3歳児に関する職員の配置基準について、すでに令和7年7月において15:1の配置となっている施設が全体で97.2%と上昇していることを踏まえ、令和9年度末をもって20:1での配置を認める経過措置を廃止することが示されました。その他、調理員の配置改善として、定員21人から40人の保育所等にあっては、繁忙時間帯に追加の非常勤調理員を配置するための費用を算入すること、障害児保育の充実のため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職を配置し関係機関とも連携しながら特性に応じた専門的支援を充実した場合には、従来の療育支援加算に新たな区分を設けるとともに、それらの専門職のうち1人を保育士とみなして配置することができる「保育士みなし特例」を認めることとしています。また新たな保育ICT推進のための加算が設定される一方で、「安全計画の策定等をしていない場合」や「経営情報等の報告を行っていない場合」に基本単価が減算されるという厳しい内容も含まれています。

加えて、保育制度の少子社会への対応として、特別地域保育体制確保対応加算（仮称）の創設が示されました。令和7年度からは定員60人以下の施設の公定価格の定員区分を5人刻みとすること

が実施されましたが、今回示された加算は認可保育所としての最低定員 20 人の施設において利用人数が 15 人以下の施設に一定の加算をするというものです。これは、我々全私保連が中心となって毎年の重点要望項目として国に対し再三申し入れしてきたものが結実したものと認識しています。小規模な認可保育所が今後継続して運営していくための重要な加算制度として、従来の枠を超えた大きな意味を持つものであると思っています。今後、この加算の内容が明らかになった段階で、必要な要望を引き続き行っていく所存です。

全私保連常務理事・保育制度検討会委員長 高谷俊英